

第27号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第30号を第31号とし、第20号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 一般財団法人ダム技術センター

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。